

第7号様式（第6条）

《連絡先》

TEL :

FAX :

Mail :

主任無線従事者選（解）任報告書

令和 年 月 日

（統制管理者）

千葉県防災危機管理部長 様

（管理責任者）

千葉県石油コンビナート防災相互通信用無線局運営要領第6条の規定により、主任無線従事者を次のとおり報告します。

令和 年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名	資格の種類	選(解)任 年月日	電波法 の違反	従事歴	住 所
	免許証番号				
			有・無		

※選任年月日は、免許証取得日ではありませんので御注意ください。また、無線業務の従事歴が3カ月未満であると、指名できませんので御注意ください。

【記載上の注意】

- 1 従事可能な無線従事者の資格は以下の表のとおりとし、左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる略称で記載することとする。

区 分	略称	備考
第一級総合無線通信士	1 総	・「第一級～三級無線通信士」は、区分欄の第一級～三級総合無線通信士とみなす。
第二級総合無線通信士	2 総	
第三級総合無線通信士	3 総	
第一級陸上特殊無線技士	陸特 1	・「特殊無線技士（無線電話甲～丁）」は、区分欄の第一級～三級陸上特殊無線技士とみなす。
第二級陸上特殊無線技士	陸特 2	
第三級陸上特殊無線技士	陸特 3	
第一級陸上無線技術士	1 陸	・「特殊無線技士（国際無線電話）」は、第一級及び第二級陸上特殊無線技士とみなす。
第二級陸上無線技術士	2 陸	
国内電信級陸上特殊無線技士	陸特国	

- 2 免許証番号の欄は、「A B C D 1 2 3 4」のように記載すること。
- 3 主任無線従事者の選（解）任の都度、選（解）任後における主任無線従事者全員について記載の上、提出すること。
- 4 以下の非適格事項に当てはまらない無線従事者を選任すること。また、初めて選任する場合には、千葉県から通知のあった日（正式な選任日）から6か月以内に必ず当該講習を受講させること。（※講習の有効期間は5年間）
また、2回目以降選任する場合は、初回の講習を受けた日から5年以内ごとに当該講習を受講させること。

【非適格事項】

- ・電波法に定める罪を犯し罰金以上の刑に処せられその執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して業務に従事することを停止され、その処分の期間が終了した日から3か月を経過していない者
- ・主任無線従事者として選任される日以前5年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が3か月に満たない者

- 5 住所欄については、勤務先の住所ではなく、選任する者の住所を記載すること。